

岐阜市介護相談員公募実施要綱

平成12年 8月25日決裁

改正 平成25年 3月 4日決裁

改正 平成27年 3月11日決裁

改正 平成27年 9月29日決裁

改正 令和元年 5月 7日決裁

改正 令和 2年 9月 1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市介護相談員派遣事業実施要綱（平成12年6月14日決裁。以下「事業実施要綱」という。）第5条第1項の規定により登録する介護相談員（以下「介護相談員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募人数)

第2条 公募する介護相談員の人数は、募集の都度定める。

(応募資格)

第3条 公募に応じることができる者は、事業実施要綱第5条第1項各号に掲げる登録の要件を満たす者とする。

(公募の方法)

第4条 公募は、広報紙、市ホームページその他の広報媒体を利用し、申込みの期間を指定して行うものとする。

(申込方法)

第5条 公募に応じ、申込みをしようとする者は、介護相談員選考申込書（様式）に、指定する課題に関する作文を添えて市長に提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、申込みに関し必要な事項は、別に定める。

(選考の方法等)

第6条 介護相談員は、申込みの際に提出する作文及び面接によって選考する。

2 前項の規定による選考を行うため、介護相談員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 委員会は、必要の都度、市職員3人以内をもって組織する。

4 委員会の委員の任期は、任命の日から介護相談員の選考が終了するまでとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。